

新潟市認定地域クラブ活動指導者登録要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「認定地域クラブ活動指導者登録制度」に基づき、新潟市(以下「本市」という。)として認定地域クラブ活動指導者の登録を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

2 本要綱に基づき登録を受けた者を「新潟市認定地域クラブ活動指導者」(以下「認定指導者」という。)という。

(登録要件)

第2条 認定指導者として登録を受けることができる者は、次の各号をすべて満たさなければならない。

- (1) 本市が指定する研修を修了した者
- (2) 満18歳以上の者(高校生を除く)
- (3) 暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、活動中の会員同士のこうした行為も許さないことを誓約した者

(4) 次のいずれにも該当しない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者及びその他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

ウ 過去に、暴力、暴言、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等がある等指導者として不適切な者

エ 第9条第1項第2号から第6号まで又は第8号の規定により登録を取り消された者

(登録申請)

第3条 認定指導者として登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市長が指定する方法により、次に掲げる事項を申請しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所
- (5) 連絡先
- (6) 指導可能な種目又は文化芸術活動
- (7) 活動年数
- (8) 指導年数
- (9) 保有資格及び免許
- (10) 所属する地域クラブ
- (11) 新潟市中学生のための地域クラブ活動指導者リスト（以下「指導者リスト」という。）への掲載希望の有無
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 登録申請者は、前項の申請に当たり、市長が定める誓約事項を確認し、これを誓約しなければならない。

3 指導者リストへの掲載を希望する登録申請者は、市長が指定する方法により、次に掲げる事項を申請しなければならない。

- (1) 指導可能時間帯
- (2) 指導可能地域
- (3) 指導者謝金の希望額
- (4) 特徴、アピールポイント
- (5) その他要望

(登録手続)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容及び研修の修了状況を審査し、第2条の登録要件を満たすと認めるときは、登録するものとする。

2 市長は、登録した認定指導者に登録番号を付与するものとする。

(研修)

第5条 登録申請者は、本市が指定する研修を受講し、修了しなければならない。

2 本市は、制度の変更その他必要があると認めるときは、認定指導者に対し、その登録期間中に追加の研修を受講するよう求めることができる。

(登録証の交付)

第6条 市長は、認定指導者に対し、登録証を交付する。

2 前項の登録証の交付は、電子メールその他市長が適当と認める方法により行うことができる。

(登録の有効期間及び更新)

第7条 登録の有効期間は、登録した日の属する年度の翌々翌年度末（4年間）までとする。

2 登録の更新を受けようとする者は、有効期間の満了前までに更新の申請をしなければならない。この場合において、第3条、第4条、第5条及び第6条の規定を準用する。

3 前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

第8条 認定指導者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録取消し)

第9条 市長は、認定指導者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1号に規定する研修の修了要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第2条第3号に規定する誓約に違反したとき。
- (3) 第2条第4号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 不正な手段等により登録を受けたとき。
- (5) 暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめその他指導者として不適切な行為を行ったと認められるとき。
- (6) 指導者として著しく不適当であると認められるとき。
- (7) 認定指導者から登録の取消しの申し出があったとき。
- (8) その他市長が登録を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により登録を取り消された者は、再登録を受けることができない。ただし、前項第1号又は第7号による場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により登録を取り消したときは、認定指導者に通知するものとする。

4 前項の通知は、電子メールその他市長が適当と認める方法により行うことができる。

(守秘義務)

第10条 認定指導者は、活動を通じて知り得た会員の個人情報その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。認定指導者でなくなった後も同様とする。

(認定指導者情報の公開)

第11条 市長は、認定指導者本人の同意を得た場合に限り、指導者リストへの掲載及び市ホームページでの公開を行うことができる。

2 市長は、前項の公開に当たり、本市の中学生のための地域クラブ活動団体リストに掲載を承認された団体への情報提供を目的として、第3条に規定する事項のうち、次に掲げるものを公開することができる。

- (1) 性別
- (2) 年代
- (3) 指導可能な種目又は文化芸術活動
- (4) 保有資格及び免許
- (5) 活動年数
- (6) 指導年数
- (7) 指導可能時間帯
- (8) 指導可能地域
- (9) 指導者謝金の希望額
- (10) 特徴、アピールポイント

(その他)

第12条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 本要綱は、令和8年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本市の地域クラブ活動に関する認定制度の円滑な実施の観点から、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間については、本要綱施行前に本市が実施した指導者オンデマンド研修を修了した者は、認定指導者とみなすものとする。